

## 5. 国保連合会からの通知文書について

事業所より送信された請求書、請求明細書、サービス実績記録票、利用者負担上限額管理結果票及びサービス利用計画作成費請求書の情報（以下、「請求情報等」という）は、国保連合会における点検及び市町村における審査を行い、その結果として下記の帳票を作成し、電子請求受付システムにて通知いたします。

### （1）通知文書一覧

国保連合会より、通知される帳票は以下のとおりです。

	帳票名	送付時期
①	障害福祉サービス費等支払決定増減表	請求月の末日～翌月 1 日
②	返戻等一覧表	請求月の末日～翌月 1 日
③	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	請求月の翌月 6 日～ 8 日
④	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	請求月の翌月 6 日～ 8 日
⑤	障害福祉サービス費等 処遇改善助成金支払決定額内訳書 (処遇改善助成金請求を行っている場合)	請求月の翌月 6 日～ 8 日
⑥	障害福祉サービス費等過誤決定通知書 (過誤を行った場合)	請求月の翌月 6 日～ 8 日

